

第 25 回米原市男女共同参画審議会次第

令和 7 年 1 月 29 日(水) 10 時 00 分～
米原市役所本庁舎 4 階 会議室 4 A

1 開会あいさつ

2 審議事項

女性の社会参画や政治参画推進に向けた方策と取組等の答申（案）について
（資料 3）

4 その他

5 閉 会（11：30 予定）

<資料一覧>

事前 配布	資料 番号	配 布 資 料
○		次第
○	資料 1	米原市男女共同参画審議会委員名簿
○	資料 2	米原市男女共同参画審議会規則
○	資料 3	女性の社会参画や政治参画推進に向けた方策と取組等の答申（案）について
		座席表
	その他	米原市人権センター S・Cだより（1、2月号）

米原市男女共同参画審議会委員名簿

資料1

(敬称略)

氏名	所属等	委員の構成
おざわ しゅうじ 小沢 修司	京都府立大学 名誉教授	(1)学識経験者
なかむら まり 中村 真理	米原市商工会女性部	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
にしむら まさこ 西村 正子	米原地区更生保護女性会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
つつみ たつや 堤 辰也	米原市人権教育推進協議会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
いぶき てるこ 臈吹 照子	長浜人権擁護委員協議会米原地区部会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
たにもと まさのぶ 谷本 政信	米原市民生委員児童委員協議会連合会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
ときた さとし 時田 智史	米原市社会福祉協議会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員
きしね ちよみ 岸根 千代美	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者
つかだ たかこ 塚田 多佳子	なでしこネット	(4)市長が適当と認める者
わたなべ ゆう 渡部 優	なでしこネット	(4)市長が適当と認める者

事務局

人権政策課 (学校教育課)	筒 井 康 一
	澤 恵 子
	谷 川 俊 浩
	堀 安 奈
男女共同参画センター	山 田 克 己

○米原市男女共同参画審議会規則

資料 2

平成28年 3 月24日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)第2条の規定により設置する米原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員の構成は、男女のいずれか一方の人数が、委員の総数の10分の4未満としないようにしなければならない。

(会長および副会長)

第3条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集)

2 米原市付属機関設置条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

令和 7 年（2025 年） 月 日

米 原 市 長 角 田 航 也 様

米原市男女共同参画審議会

会 長 小 沢 修 司

女性の社会参画や政治参画推進に向けた方策と取組等について（答申） （案）

令和 6 年（2024 年） 5 月 9 日付け米人政第 78 号で諮問のありました女性の社会参画や政治参画推進に向けた方策と取組等について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり取りまとめしたので答申します。

人口減少や少子高齢化社会の中で、米原市が持続可能な社会を実現し、まちの活性化等を図るためには、市民一人一人が個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築していく必要があり、特に市民の構成の半分を占める女性の潜在的な能力を生かすことが不可欠です。

しかしながら、第 4 次米原市男女共同参画推進計画における審議会等の女性委員の参画も目標を満たしていません。また、2024 年度に発表された日本のジェンダーギャップ指数は、146 か国中 118 位と世界的に低い水準となっており、その主な理由とされる女性の政治参画の遅れが指摘される中、米原市においても、直近の議会議員選挙で女性議員が誕生したものの、女性の市議会議員の割合は、県内でも極めて低い水準であり、多様な考え方が市政に反映され、民主的な理論の場の創出となっているとは言い難い状況にあります。

ついては、社会・政治分野における女性活躍の進展および更なる男女共同参画社会の構築に向けた施策を効果的かつ積極的に推進し、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、議会等に女性が参画することにより、より暮らしやすい地域社会の実現に向けて、下記の事項に取り組まれるよう要望します。

記

1 多様な人材の社会進出および政治参画への推進

人口減少や少子高齢化等、米原市を取り巻く環境はこれまでも増して大きく変化しており、今後もこの状況が続くと想定される。このことから、持続可能でより暮らしやすい地域社会を実現するためには、女性の社会進出および政治参画等、柔軟な対応と先を見通した新たな発想で人口減少に立ち向かう取組を進めること。

2 周囲の理解増進を図るための地域等の環境整備

男女共同参画社会を推進していくためには、家庭・地域・学校などあらゆる場において男女共同参画に関する認識を高めるため、今なお残る根強い固定的な性別役割分担意識の見直しや性差に関する偏見の解消、また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない働きかけを行うことが必要である。多様な人材がその能力を発揮できるよう啓発および情報発信等に努めるとともに、市民一人一人の意識改革が図れる取組を進めること。

3 各種審議会等への女性参画の推進

各種審議会は、市の主要施策等を審議し、市民の意見を行政運営に反映させる役割を担っているが、各種審議会等への女性参画は、第4次米原市男女共同参画推進計画における令和8年度終期の目標達成は難しい現状である。市は、**男女共同参画**推進計画の目標達成に向け、より一層の積極的な女性参画を進めること。

4 政治参画への関心や理解の向上

活力ある豊かなまちに発展していくためには、多様な意見が政治や社会の政策・方針の決定に公平かつ公正に反映されることが必要であることから、政治分野における女性の参画は重要な課題であると言える。**政治が暮らしに近い存在であることを市民が広く実感できるように、市民と議員等が対話や交流する機会を創出するとともに、暮らしに直結する地域（自治会等）での更なる女性役員の登用等を促進するための支援を強化すること。また、市民活動団体の育成による男女共同参画社会の実現に向けた人材の発掘および各種活動団体等との連携によるネットワークづくりなどを通し、女性ならではの視点を生かした市政への参画機会を創出するため、人材育成講座や政治入門塾等を開催し、政治等への関心と理解を深めることができる取組を行うこと。**

5 誰もが安心して議員活動等ができる環境の整備

平成30年5月23日に施行した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、令和3年6月16日に改正施行され、地方公共団体の責務の強化、妊娠・出産・育児・介護等の両立を支援する環境整備、ハラスメント等への問題対応を新たに設けている。**また、令和6年12月には、内閣府から地方議会における女性の活躍推進に向けた取組についての通知がなされている。**

議員および議員候補者となった人材等が、より活躍できるよう、様々なハラスメント被

害の予防および周囲を含めた理解の増進を図るための研修等を開催するとともに、ハラスメント被害等に関する相談窓口の設置や、感染症のまん延や災害発生等の状況下における社会経済および議会活動の継続、育児・介護等のケアに携わる女性や若者等、多様な人材の議会参画の促進効果を推進するためのオンライン活用による議会参加など、環境の整備について議会と連携し推進すること。また、議会が市民にとって身近な存在であることが実感できるよう行政と連携を図り、継続した情報発信の強化に努めるとともに、市民が議会等に参画しやすい環境づくりを進めること。